

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 健康福祉部 くらしあんしん相談センター
- 2 監査実施日 令和7年1月28日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和5年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、健康福祉部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

少子高齢・人口減少社会を迎え、市民が日常生活で直面するさまざまな困りごとや悩みごとについて、気軽に相談できる安心安全な環境を提供するための相談体制の充実、行政が果たすべき重要な役割である。

特に、ひきこもりや 8050 問題、巧妙化する消費生活トラブル、職場や近隣、親族間のトラブルによる法律相談など、近年の複雑化・複合化する多様な市民相談ニ

ーズに迅速かつ的確に対応するためには、外部専門家や支援関係機関との連携強化が欠かせない。

これに対応するためには、相談員の増員や研修の充実による専門性のさらなる向上に加え、デジタル技術を活用した業務の効率化、市民が相談窓口や利用方法を知るための広報活動が効果的に取り組まれるべきである。

この中で、昨今の大きな課題となっているひきこもりについては、これを単独の事象にとらえるのではなく、学校における不登校等の課題ともリンクすることを踏まえ、関係部門間の適切な情報共有により早めの予防対策が講じられるよう相互の連携協力による市一丸となった支援体制を期待するものである。

くらしあんしん相談センターは、市民の総合相談窓口として、市民から生の声を聞く機会を有している。この点を踏まえ、相談業務を通じて随時市民ニーズに応えられているかを検証し必要な改善を図りながら、市民の安心な暮らしの実現に寄与することを期待するものである。